第六節　　拒絶理由通知に対する応答について

拒絶理由の通知（商15の２）

当該出願について拒絶すべき旨の理由があるときは、出願人に対して拒絶の理由が通知されます。これに対して意見があるときは、出願人は指定された期間内に意見書を提出することができます。

１．意見書の様式

意見書は、次の様式により作成します。

商施規様式第11の３（第９条の５関係）

【書類名】　意見書
（【提出日】　平成　　年　　月　　日）
【あて先】　特許庁審査官　　殿
（特許庁審判長　　殿）
【事件の表示】
【出願番号】
【商標登録出願人】
（【識別番号】）
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【代表者】　㊞　又は　識別ラベル

代理人手続のときは、法人にあっては【代表者】の欄、並びに本人の印及び識別ラベルは不要です。

【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】　㊞　又は　識別ラベル
【発送番号】
【意見の内容】
【証拠方法】
【提出物件の目録】

〔備　考〕

１　「【あて先】」は、特許庁審査官による命令の場合はその命令を発した特許庁審査官、特許庁審判長による命令の場合はその命令を発した特許庁審判長とする。

２　「【事件の表示】」の欄は、次の要領で記載する。

イ　「【出願番号】」には、「商願○○○○－○○○○○○」、「国際登録第○○○○○○○号」又は「○○○○年○○月○○日に事後指定が記録された国際登録第○○○○○○○

号」のように出願の番号を記載する。

ロ　書換登録申請については、「【出願番号】」を「【申請番号】」とし、「書換○○○○－○○○○○○」のように書換登録申請の番号を記載する。

ハ　審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄に「【審判番号】」の欄を設け、「不服○○○○－○○○○○○」のように審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」の欄に、出願の番号（書換登録申請に対する審判にあっては、「【申請番号】」の欄に申請の番号）を記載する。

3　審判に係属中は、「【商標登録出願人】」を「【審判請求人】」とし、書換申請については、「【書換登録申請者】」と記載する。

4　「【発送番号】」の欄には、拒絶理由通知書等に記載された発送の番号を記載する。
拒絶理由通知書が二通送付された場合には、いずれか一つの番号を記載する。

5　その他は、様式第２の備考１から４まで、13から15まで、18、20、23から25まで及び34から38まで並びに様式第10の備考２、４及び５と同様とする。